

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業

落札者決定基準

平成26年6月13日

粕屋町教育委員会

学校給食共同調理場建設準備室

< 目 次 >

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式.....	1
2 事業者選定方法.....	1
3 事業者選定の体制.....	1
第 3 審査の手順	2
1 入札参加資格確認審査（第一次審査）	3
2 提案内容審査（第二次審査）	3
第 4 落札者の決定	7

第1 本書の位置づけ

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、粕屋町（以下「町」という。）が、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、入札参加者に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者が行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となってくる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、入札金額とともに、事業能力、施設整備能力及び維持管理・運営能力等その他の条件を総合的に評価し、落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査（入札金額の適格審査、必須項目の適格審査、加点項目の審査及び総合評価値の算定）を行う。なお、入札参加資格確認審査は、提案内容審査のための入札書等及び提案書を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、入札参加資格確認審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

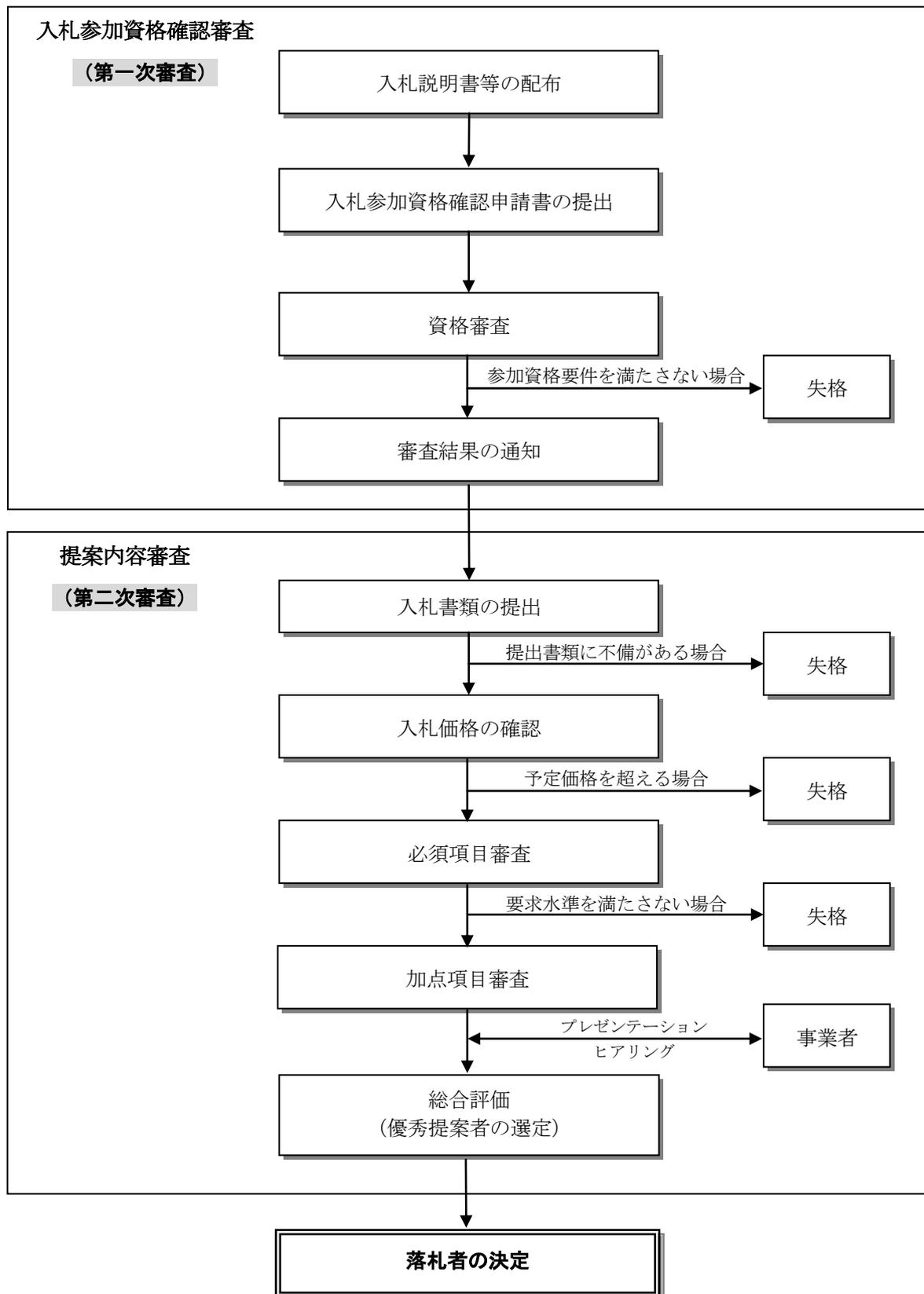
審査にあたっては、町が設置した粕屋町学校給食共同調理場PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、事業者の決定基準に関する審議及び入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、選定委員会は、下表の5名の委員で構成され、非公開とする。

【選定委員会の委員】

委員長	大石 桂一	九州大学大学院 経済学研究院・教授
副委員長	片桐 義範	福岡女子大学 国際文理学部・准教授
委員	須貝 高	福岡大学 工学部・教授
〃	中島 邦彦	九州大学大学院 工学研究院・教授
〃	箱田 彰	粕屋町副町長

第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



1 入札参加資格確認審査（第一次審査）

入札参加資格の確認審査は、入札参加者が備えるべき競争参加資格の要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（入札参加資格がない。）とする。

2 提案内容審査（第二次審査）

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類及び様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書類に不備がある場合は、失格とする。

(2) 入札金額の適格審査

入札書に記載された入札金額が予定金額の範囲内であることを確認する。予定金額を超える場合は、失格とする。

全ての入札参加者の入札金額が予定金額を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、再入札に際して提案内容の変更を行うことは、許されるものとする。

(3) 必須項目審査

入札金額が予定金額の範囲内であることが確認された入札参加者から提出された提案書の内容が、町が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

必須項目審査では、「要求水準を満たすための基本的能力を有する」ことを判断することとし、以下に示す審査項目の審査基準を満たしていることを審査する。

ア 必須項目審査の審査項目及び視点

必須項目審査の審査基準

審査項目		審査の視点
①事業計画に関する事項	A. 事業スケジュール	① 事業の特性の理解度 本事業の目的や基本理念、施設の役割等を十分理解した上で、本事業の特性及びそれぞれの個別事業が果たすべき役割と位置づけを理解し、要求水準書を満たす具体的な提案がなされているか。
	B. 資金調達・返済計画	
	C. 長期収支計画	
②施設整備に関する事項	A. 設計業務	② 業務遂行に係る技術的能力 要求水準を満たすサービスの前提となる業務実施のための技術的能力を示す具体的な提案がなされているか。
	B. 建設業務（解体・撤去を含む。）	
	C. その他	
③開業準備に関する事項	A. 開業準備業務	

審査項目		審査の視点
④維持管理に関する事項	A. 建物維持管理業務	③ 事業の円滑な遂行 事業を円滑に遂行するため、業務間及び町との連携・協力について、具体的な提案がなされているか。 ④ 提案内容の実現性 実施体制やコスト面から実行可能性のある提案がなされているか。
	B. 建築設備維持管理業務	
	C. 調理設備維持管理業務	
	D. 事務備品維持管理業務	
	E. 植栽・外構維持管理業務	
	F. 清掃業務	
	G. 警備業務	
⑤運営に関する事項	A. 日常の検収支援業務	
	B. 給食調理業務	
	C. 洗浄等業務	
	D. 配送及び回収業務	
	E. 施設内の残滓処理業務	
	F. 廃棄物運搬処理業務	
	G. 衛生管理業務	
	H. 運営備品等更新業務	
	I. 配送車両維持管理業務	
	J. 献立作成支援業務	
	K. 食育支援業務	
	L. 給食エリア等清掃業務	

(4) 加点項目審査

入札提案書類のうち、町が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

加算点は、評価項目ごとに5段階評価とし、全体で70点満点とする。また、小数点以下の点数については、小数点第2位まで算出する。

加点項目審査の評価項目及び評価の内容は、次のとおりとする。

ア 加点項目審査の評価項目及び視点

加点項目審査の評価基準

評価項目		評価内容	配点
①事業計画に関する事項			
事業計画	事業実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的、施設の役割等、基本理念に即した事業実施方針及び業務実施方針を具現化するための実施体制について、優れた提案がなされているか。 ・ モニタリング・改善勧告が図られる仕組みについて、優れた提案がなされているか。 	3
	資金調達・返済計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達及び毎年度の収支計画の確実性と安定性について、優れた提案がなされているか。 ・ 不測の資金需要への対応について、優れた提案がなされているか。 	2
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に付随するリスク分析及び業務を実施する企業間でのリスク分担について、優れた提案がなされているか。 ・ リスクを顕在化させない仕組み及びリスクが顕在化した場合の対応策について、優れた提案がなされているか。 	2
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必須項目において、要求水準レベル以上の優れた提案がなされているか。 	1
(小計)			8
②施設整備に関する事項			
設計	配置計画・外部動線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画・動線計画において、安全性・防災性及び機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 	5
	内部動線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食エリアのゾーニング、配置計画、動線計画について、安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から優れた提案となっているか。 	
	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物をはじめ屋外付帯施設及び外構等について、周辺に配慮した外観デザインが計画されているか。 	
建設	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中、隣接する現給食センターの操業に配慮した優れた提案がなされているか。 ・ 現給食センターの解体・撤去工事において、本件施設の開業準備業務に影響を与えない施工計画となっているか。 	5
共通	地球環境・ライフサイクルコストへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコマテリアルの採用、省エネルギー、省資源化などによる環境負荷低減について、優れた提案がなされているか。 ・ ライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。 ・ 建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕について、配慮した提案がなされているか。 	4
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必須項目において、要求水準レベル以上の優れた提案がなされているか。 	2
(小計)			16
③開業準備に関する事項			
開業準備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について、各業務間の連携や町との連携を含め、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必須項目において、要求水準レベル以上の優れた提案がなされているか。 	
(小計)			3

評価項目		評価内容	配点
④維持管理運営に関する事項			
維持管理	修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ・ 事業期間後まで考慮した長期の修繕計画について、具体的かつ妥当性のある優れた提案がなされているか。 	3
	エネルギーマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なエネルギーマネジメントによる光熱水費削減について、その方策や実効性等、優れた提案がなされているか。 	3
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必須項目において、要求水準レベル以上の優れた提案がなされているか。 	1
(小計)			7
⑤運営に関する事項			
給食調理	おいしい給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ おいしい給食の提供及び食べ残し抑制への方策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	4
	安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理業務において、食中毒事故及び異物混入を未然に防止するための優れた提案がなされているか。 ・ 2時間喫食実現のための優れた提案がなされているか。 	4
	アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去すべき食材が混入しないための調理システム及び業務運営体制について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・ 将来の対応品目や食数を増やす可能性に配慮した優れた提案がなされているか。 	4
配送・回収		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食器・食缶分離配送方式による調理後2時間喫食が可能な効率のよい配送計画について、優れた提案がなされているか。 ・ 誤配を防止する具体的な優れた提案がなされているか。 ・ 安全・衛生面での配慮について、優れた提案がなされているか。 	5
衛生管理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の健康管理について、優れた提案がなされているか。 ・ 特に、ノロウイルスによる食中毒に関しては、その発生を未然に防ぐための具体的な優れた提案がなされているか。 	5
献立作成支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2献立方式への変更に伴う支援について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	3
食育支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育支援において、本事業の基本理念に即した優れた提案がなされているか。 ・ 見学者にとって魅力ある優れた提案がなされているか。 	3
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他必須項目において、要求水準レベル以上の優れた提案がなされているか。 	2
(小計)			30
⑥地域経済・社会貢献、災害時対応			
地域経済		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内事業者や地域住民の活用等、地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか。 	2
社会貢献		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用等、社会貢献に係る具体的な提案がなされているか。 	2
災害時対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故発生時の対応について、優れた提案がなされているか。 ・ 災害時対応計画について、熱源組み合わせやバックアップ体制について優れた提案がなされているか。 	2
(小計)			6
(合計)			70

イ 配点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	各審査項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCとの中間程度	各項目の配点×0.75
C	各審査項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEとの中間程度	各項目の配点×0.25
E	各審査項目に関して優れているとはいえない	各項目の配点×0.00

ウ 加点審査の得点化方法

加点審査項目ごとの評価ポイントに基づいて、提案内容を審査し、総合的に優劣評価して得点を付与する。

エ 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 加点審査に進んだ全入札参加者のうち、入札価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である30点を付与する。
- ・ 他の入札参加者の価格点は、1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率の2乗により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})^2$$

オ 総合評価

選定委員会は、算定した性能点と価格点の合計（総合評点）が最も高い提案を行った応募者を優秀提案者として選定する。

第4 落札者の決定

町は、入札参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された優秀提案者を落札者として決定する。ただし、優秀提案者が複数いるときは、当該優秀提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

落札者の決定結果は、各応募者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を町のホームページ等で公表する。